平成２４年（フ）第６０６号
熊本市東区秋津町秋田3438番地54
破産者　有限会社ケイアーケイオフィス
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７８号
大分市西新地２丁目３番30号
破産者　有限会社島末工業
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９号
広島県三次市粟屋町2535番地１　京王プラザビル
破産者　横山　勝司
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１２７２号
札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２―1005号
破産者　五十嵐久和
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７３号
札幌市厚別区厚別北２条４丁目１番２―1005号
破産者　五十嵐和子
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
北海道苫小牧市新中野町１丁目９番20―506号
破産者　山田　伸行
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６５７号
仙台市宮城野区東仙台５丁目８番13号
破産者　扇谷　　實
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
仙台市太白区大野田２丁目８番11―205号
破産者　高橋　由記
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
秋田県由利本荘市埋田字通端42番地２
破産者　渡邊　　剛
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４７号
秋田県由利本荘市堤脇５番地２
破産者　齋藤　悦子
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第２１０１号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目１番１―703号
破産者　佐々木　成
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２０号
愛知県弥富市森津５丁目16番地２、開始決定時の住所愛知県弥富市五斗山１丁目130番地
破産者　西尾　　従
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８１９号
名古屋市中村区上石川町２丁目１番地の１タウンハウス蒼Ｃ号
破産者　野田　康彦
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２号
名古屋市天白区横町507番地　リバーサイドマーサル105号
破産者　渡辺　一智
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２８号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘４棟104号杉浦友美方、住民票上の住所愛知県豊明市新田町中ノ割117番地２
破産者　岡田　　潤
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９２６号
名古屋市緑区鳥澄２丁目1014番地　サンモールＣ棟105号、従前の住所名古屋市南区赤坪町220番地
破産者　渡邊　　誠
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６７号
広島市安佐北区安佐町大字くすの木台28番地の５
破産者　前迫　公彰
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８５号
熊本市東区江津３丁目11番19号
破産者　福山　　修
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４８７号
熊本市南区城南町丹生宮481番地10
破産者　福山　修司
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係